

年金あれこれ

あなたの年金を増やしませんか

●付加年金とは

平成22年度の老齢基礎年金の年金額は792,100円（満額＝40年間保険料納付）ですが、老後のより高い老齢基礎年金を受けたいと考えているかたのために、毎月の保険料（平成22年度は15,100円）のほかに付加保険料を納付すると、老齢基礎年金に上乘せして支給される付加年金制度があります。また、国民年金保険料と同じく全額が社会保険料控除の対象となります。

○付加保険料の額は定額

付加保険料の額は1ヶ月400円です。付加保険料を納付することができる対象者の方は、第1号被保険者または任意加入被保険者の方です。

また、農業者年金の加入者は、必ず付加保険料を納付しなければならないことになっています。

○付加年金額

年金額＝200円×付加保険料納付月数（65歳から老齢基礎年金を受給する場合）

つまり、保険料月額400円に対して、年金額は月額200円ですから、65歳から年金を受給した場合、仮に1年間付加保険料を納付した場合、2年間で付加保険料相当分の年金を受け取ることができます。

●追納制度とは

免除された保険料は、10年以内であれば遡って納付（追納）することができます。

保険料免除期間は、老齢基礎年金の受給資格期間には算入されますが、保険料を納めた場合と比較して低額になります。また、学生納付特例期間と若年者免除期間は年金額には反映されません。追納することで、免除された期間は保険料納付済期間として扱われ、将来より高額の老齢基礎年金を受給することができます。

○追納する保険料は

保険料の免除を受けた月の属する年度の初日から3年以内に追納する場合は当時の保険料額ですが、それ以上経過しているときは加算額が徴収されます。

※不明な点や手続きについては、役場戸籍年金係または旭川年金事務所にお問い合わせください。

保険料納付を忘れずに・・・納めて安心国民年金

これからの家庭教育

～ テレビ・ゲームのスイッチオフで健康づくり！ ～

北海道教育委員会では、「テレビ・ゲームのスイッチオフで健康づくり！」をスローガンに北海道の子ども達の体力向上・生活習慣の改善に取り組んでいます。

○全国調査から見る北海道の子ども達の運動・生活習慣の状況

- ・運動をほとんどしない子どもの割合が全国平均に比べて高くなっている。
- ・1日に3時間以上テレビ（ゲームを含む）を見る子どもの割合が全国平均に比べて高く、朝食を食べない子どもの割合が全国平均に比べて高くなっている。
- ・肥満傾向児の出現率が全国平均に比べて高い。

というような調査結果になっています。北海道では、今後もご家庭への情報提供や「早寝早起き朝ごはん」運動の推進に積極的に取り組み、子ども達を応援していきます。



※保護者と子どもが1日の生活リズムを一緒に記録し、生活習慣の改善を図ることをねらいたした「すいみん表」（下記のURLからダウンロードできます。）を作成し、是非ご家庭でも活用してください。 <http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssgg/hayne.htm>

北海道教育委員会作成「どさんこ元気アップ！」抜粋

— 和寒町青少年育成町民会議 —